

開発コンポーネント利用規約

(適用)

第1条 この「開発コンポーネント利用規約」(以下「本規約」といいます。)は、株式会社東海理化電機製作所およびその子会社・関係会社(以下、総称して「当社」といいます。)が契約者に対してデジタルキーサービスを提供するにあたり、開発コンポーネント(第2条に定める意味を有します。)の利用条件等を定めるものとして、当社と契約者との間のデジタルキーサービス契約に適用されます。

2 開発コンポーネントの利用に関して、本規約に定めがない事項については **FREEKEY** 基本規約(以下「基本規約」といいます。)が適用されます。

(定義)

第2条 本規約において使用する次の用語は、それぞれ次の各号に定める意味を有するものとします。

- (1) 開発ガイドライン モバイルアプリケーションの開発方法・手順等を記載したガイドライン
- (2) サーバーAPI仕様 契約者サーバーと **FREEKEY** サーバーとを接続するためのサーバーAPI仕様
- (3) 本件技術情報 開発ガイドラインおよびサーバーAPI仕様
- (4) 本件ソフトウェア SDK および契約者がモバイルアプリケーションの開発にあたって参考としうるサンプルソースコード
- (5) 本件開発用環境 契約者がモバイルアプリケーションの開発にあたって利用しうる当社のシステム、サーバー、ネットワークその他の当社所定の設備・機器
- (6) 開発コンポーネント 本件技術情報、本件ソフトウェアおよび本件開発用環境

2 本規約で使用する用語は、前項各号または次条以下に定めるものを除き、基本規約に定める意味を有するものとします。

(開発コンポーネントの提供)

第3条 当社は、契約者に対し、デジタルキーサービス契約に基づき、本規約および基本規約に従って、デジタルキーサービスの一部として開発コンポーネントを提供し、契約者は、本規約および基本規約に定める目的・範囲において、これを利用することができます。

2 当社は、開発コンポーネントに関し、その正確性、完全性、有用性、非侵害性、または瑕疵・不適合(欠陥、不具合、エラー、バグ、またはセキュリティ上の問題等を含みますが、これらに限りません。)がないこと、その他について、明示的のも黙示的にも一切保証しておらず、開発コンポーネントの利用に関して、契約者、提供事業者またはユーザーに生じた損害について、第12条に定める場合を除き、一切の責任を負いませ

ん。

(本件技術情報および本件ソフトウェアの帰属)

第4条 本件技術情報および本件ソフトウェアの所有権および知的財産権は、すべて当社または当社にライセンスを許諾している者に帰属します。

- 2 前条第1項による開発コンポーネントの提供、ならびに次条第1項および第2項による本件技術情報および本件ソフトウェアの使用の許諾は、契約者に対してそれらの所有権または知的財産権を譲渡するものではありません。

(本件技術情報および本件ソフトウェアの使用許諾)

第5条 当社は、契約者に対し、契約者がデジタルキーサービスを利用するためにモバイルアプリケーションを開発する目的で開発ガイドラインおよび本件ソフトウェアを使用することを無償で許諾します。

- 2 当社は、契約者に対し、契約者がデジタルキーサービスの利用にあたってデジタルキーリクエストその他当社所定の事項を行う目的でサーバーAPI仕様を使用することを無償で許諾します。
- 3 契約者は、前二項に定める目的でのみ本件技術情報および本件ソフトウェアを使用することができるものとし、当該目的以外で本件技術情報および本件ソフトウェアを使用し、または、本規約で認める場合のほか、目的のいかんを問わず第三者をしてこれらを使用させてはならないものとします。
- 4 第1項および第2項により許諾される契約者の権利は、譲渡不可、再許諾不可、かつ非独占的なものとします。但し、第7条第2項および第9条第3項に定める再許諾を除きます。
- 5 第1項および第2項の定めは、同項に定める目的の達成に必要な範囲を超える複製を許諾するものではなく、また、公衆送信、貸与、翻案その他の使用以外の態様で本件技術情報および本件ソフトウェアを利用することを許諾するものではありません。但し、第9条第2項に定める公衆送信を除きます。
- 6 契約者は、デジタルキーサービスが終了したときは、すみやかに本件技術情報および本件ソフトウェアを当社に返却するものとします。

(本件開発用環境の利用)

第6条 当社は、契約者に対し、次の各号に定める目的で本件開発用環境を利用することを無償で許諾します。

- (1) 契約者がデジタルキーサービスを利用するためにモバイルアプリケーションを開発する目的
- (2) 契約者がモバイルアプリケーションによりデジタルキーを正常にダウンロードし、そのことを検証する目的

- (3) 契約者がモバイルアプリケーションとロックデバイスとを接続して、デジタルキーが正常に機能しうることを検証する目的
- 2 契約者は、本件開発用環境の利用のために当社から発行された ID、パスワードその他の認証情報を、不正使用がなされないように厳格に管理するものとし、第三者（本件開発用環境を利用する権限のない契約者の従業員、提携事業者、ユーザーを含む。）に開示または漏洩してはならないものとします。
- 3 当社が契約者に対して発行した前項の ID、パスワードその他の認証情報を用いて本件開発用環境にアクセス等がなされた場合においては、当社の責めに帰すべき事由による場合を除き、当該アクセス等によってなされた一切の行為は契約者の行為とみなされ、契約者は、当該行為によって当社に生じた損害を賠償するものとします。
- 4 当社は、契約者が第1項各号の目的を達成したと認めた場合のほか、当社の都合により、契約者による本件開発用環境の利用の全部または一部を停止することができるものとし、契約者は、これに対して異議を述べないものとします。

（開発の委託）

- 第7条 契約者は、あらかじめ当社に当社所定の事項を通知したうえで、開発ガイドラインおよび本件ソフトウェアを使用したモバイルアプリケーションの開発を国内の第三者（契約者の子会社・関係会社等を含みます。以下、「委託先」といいます。）に委託することができます。
- 2 前項の場合、契約者は、当社が契約者に対して許諾する範囲内で、委託先に対して開発ガイドラインおよび本件ソフトウェアの使用を再許諾すること、および委託先をして本件開発用環境を利用させることができます。
 - 3 契約者は、委託先に対し、基本規約および本規約の定めを周知し、それを遵守させるものとします。
 - 4 委託先によってなされた一切の行為は契約者の行為とみなされ、契約者は、委託先の行為によって当社に生じた損害を賠償するものとします。

（モバイルアプリケーションの帰属）

- 第8条 モバイルアプリケーションの知的財産権の帰属については、次の各号に定めるとおりとします。
- (1) モバイルアプリケーションに含まれる SDK の知的財産権は、当社または当社にライセンスを許諾している者に帰属するものとします。
 - (2) モバイルアプリケーションの SDK 以外の部分の知的財産権は、契約者に帰属するものとします。

（モバイルアプリケーションの使用許諾）

- 第9条 当社は、契約者に対し、契約者がデジタルキーサービスを利用する目的でモバイ

ルアプリケーションに含まれる SDK を使用することを無償で許諾します。

- 2 契約者は、SDK をオブジェクトコード形式または合理的な難読化処理をしたソースコードの形式でモバイルアプリケーションに組み込んだ場合に限り、契約者がデジタルキーサービスを利用する目的で SDK を含むモバイルアプリケーションを App Store および Google Play を通じて国内に向けて公衆送信することができ、また、国内の提携事業者およびユーザーをして、情報通信端末にインストールさせることができます。
- 3 契約者は、提携事業者およびユーザーに対し、次の各号に定める目的での使用に限り、SDK を含むモバイルアプリケーションの使用を無償または有償で再許諾することができます。
 - (1) 契約者により FREEKEY ID を割り当てられたユーザーが、当該 FREEKEY ID に宛てて当社が発行したデジタルキーをダウンロードする目的
 - (2) 前号のユーザーが、前号のデジタルキーを利用して対象車両等のモーター駆動を行う目的
- 4 契約者は、SDK がモバイルアプリケーションに組み込まれた状態といえども、前三項に定める目的でのみ当該 SDK を使用し、または提携事業者およびユーザーをして当該 SDK を使用させることができるものとし、前三項に定める目的以外で当該 SDK を使用し、または SDK を含むモバイルアプリケーションを公衆送信してはならないものとします。
- 5 契約者は、デジタルキーサービス契約が終了したときは、SDK を含むモバイルアプリケーションの公衆送信をすみやかに停止するとともに、契約者の責任と費用負担で、契約者が保有し、または提携事業者がインストールしたモバイルアプリケーションから SDK を除去するものとします。

(禁止行為)

第10条 契約者は、開発コンポーネントの利用に関し、基本規約第20条第1項各号に掲げる行為のほか、次の各号に該当する行為をしてはならないものとします。

- (1) 開発コンポーネントを基本規約および本規約に定める目的以外に利用すること
- (2) 本件技術情報および本件ソフトウェアを第三者に譲渡もしくは貸与すること、または第三者と共用すること
- (3) 理由または態様のいかんを問わず、当社または当社にライセンスを許諾している者の知的財産権を侵害するおそれのある行為（逆アセンブル、逆コンパイル、リバースエンジニアリングを含みますが、これらに限られないものとします。）
- (4) 本件開発用環境に支障を与える行為
- (5) 当社による本件開発用環境の運営または他の契約者、提携事業者およびユーザーによる開発コンポーネントの利用を妨害し、またはこれらに支障を与える行為
- (6) 開発コンポーネントの不具合を意図的に利用する行為
- (7) 開発コンポーネントを通じて第三者の広告等を配信すること

- (8) 開発コンポーネントを通じて第三者（提携事業者およびユーザーを含みます。）の個人情報、登録情報、利用履歴情報などを、不正に収集、開示または提供する行為
- (9) 当社の承諾を得ないでモバイルアプリケーションを第三者のための広告媒体として使用すること
- (10) モバイルアプリケーションを通じて、暴力的もしくは性的な表現、人種、国籍、信条、性別、社会的身分もしくは門地等による差別につながる表現、自殺、自傷行為もしくは薬物乱用を誘引・助長する表現、その他反社会的な内容を含む表現を投稿・送信すること
- (11) モバイルアプリケーションを通じて、性行為、わいせつな行為、面識のない異性との出会い・交際、他者に対する嫌がらせ・誹謗中傷、その他これらに類するものを目的とするサービスを提供すること
- (12) モバイルアプリケーションを通じて、第三者（提携事業者およびユーザーを含みます。）が、不快または迷惑に感じる内容を投稿・送信すること
- (13) 前各号のいずれかに該当する行為を援助または助長する行為
- (14) その他、当社が不相当と判断した行為

（第三者との紛争）

第11条 基本規約第35条の定めは、開発コンポーネントに関して生じた契約者と第三者との間の紛争（第三者から通知等を受けたときを含みます。）についても適用するものとします。

（損害賠償）

第12条 基本規約第25条の定めは、開発コンポーネントの利用に関して契約者、提供事業者またはユーザーに生じた損害についても適用するものとします。この場合、同条第2項が定める損害賠償額については、開発コンポーネントの利用によって生じた損害についても、デジタルキーサービス利用料の12月分を上限とするものとします。

（機密保持）

第13条 基本規約第38条の定めは、開発コンポーネントの内容、その他開発コンポーネントに関する一切の情報についても適用するものとします。

（利用期間）

第14条 開発コンポーネントの利用期間は、デジタルキーサービスの契約の契約期間とします。

（存続条項）

第15条 デジタルキーサービスの契約の終了後においても、第3条第2項、第4条、第

5条第6項、第6条第2項および第3項、第7条第4項、第8条、第9条第5項、第11条、第12条、ならびに第13条の定めは、有効に存続するものとします。

(以下余白)